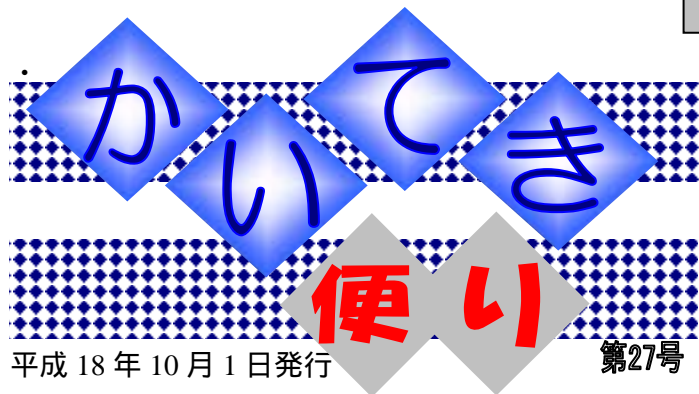


「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！

INDEX



最近の動向
「高齢者虐待防止に関わる施設向け研修会を開催しました」
お知らせ
「在宅サービス事業者への指導検査の状況について」
報酬算定・運営基準のQ&A
「特定事業所加算の重度対応要件はどのように算定するの？」
お知らせ
「介護予防支援業務委託の経過措置延長等について」
「事業所評価加算の届出は10月13日締切です」

高齢者虐待防止に関わる施設向け研修会を開催しました 最近の動向

先日、東大和市内の介護老人福祉施設において、職員が性的な言葉で入所者を虐待するという、高齢者の尊厳に十分な配慮を行うべき施設として、本来あってはならない残念な事件が起きました。

これを受け、東京都では、当該施設に対して今後の適正な運営に向けた改善指導を行うとともに、高齢者への虐待防止の徹底を図るよう、急遽、8月23日から31日の間に施設管理者に対する研修会を開催し、多数の方が参加しました。研修会では東京都高齢社会対策部長から開催趣旨の説明が行われた後、在宅支援課長、施設支援課長・介護保険課長及び本年3月まで設置されていた「東京都高齢者虐待を考える会」の委員であった高村浩弁護士からそれぞれ虐待防止に係る説明が行われました。

各施設におかれましては、この度の研修内容を職員全員に周知徹底し、高齢者の尊厳保持、自立支援の立場から、高齢者の権利擁護に配慮した施設運営を引き続き行っていただきますよう、お願いします。

研修対象施設

介護老人福祉施設 介護老人保健施設 療養型医療施設 養護・軽費老人ホーム 有料老人ホーム

研修内容

施設における高齢者の権利擁護について(在宅支援課長より説明)

高齢者虐待防止・養護者支援法(「高齢者虐待防止法」)の観点から、利用者の尊厳保持及び自立支援、施設運営の事業者としての責務及び役割など高齢者の権利擁護に向け取り組むべきことについて説明がありました。

高齢者虐待防止法について(高村浩弁護士より説明)

要介護施設従事者等による虐待を中心に、高齢者虐待防止法の考え方や仕組みについて、高齢者の権利擁護に関して幅広く活躍されている弁護士の立場から説明がありました。

高齢者虐待を防止する施設運営について(施設支援課長・介護保険課長より説明)

利用者・家族等との信頼関係構築、事故等の苦情処理、職員研修、高齢者の権利擁護に配慮した施設運営のあり方について説明がありました。

在宅サービス事業者への指導検査の状況について お知らせ

東京都では、自立支援、利用者本位のサービスの提供・権利擁護等の観点から、適切な運営を行っている介護サービス事業者等を支援しつつ、介護保険給付の適正化を図ることを主眼に、事業者に対する実地指導を行っています。平成17年度の指導状況から、指摘事項の多い事例には以下のような傾向が見受けられましたので、ご注意をお願いします。

【訪問介護】(対象数 93 事業所)

重要事項記載文書の内容が不十分、利用者に不交付等
訪問介護計画の内容が不適切、未作成
介護給付費の算定誤り
サービス提供記録の不備
人員基準不足(サービス提供責任者が必要数未滿等)
身分を証する書類未作成(不十分)、携行させていない。
管理者及びサービス提供責任者が責務を果たしていない。

【通所介護】(対象数 11 事業所)

重要事項記載文書の交付・説明・同意がされていない。
通所介護計画未作成・不十分、利用者に不交付等

【問い合わせ先】

指導監査室指導第一課在宅サービス検査係
TEL03(5320)4290

【福祉用具貸与】(対象数 26 事業所)

重要事項記載文書の交付・説明・同意がされていない。
衛生管理が不十分(保管・消毒委託契約の内容不備等)
サービス提供の記録の不備
見やすい場所に重要事項が掲示されていない。
人員基準不足(専門相談員の員数が必要数未達等)
身分を証する書類未作成(不十分)、携行させていない。
管理者及びサービス提供責任者が責務を果たしていない。

【居宅介護支援】(対象数 92 事業所)

重要事項記載文書の交付・説明・同意がされていない。
居宅介護支援計画未作成(不十分)、不交付等
運営基準減算請求の未実施による介護報酬の返還
記録の整備がされていない。
見やすい場所に重要事項が掲示されていない。
身分を証する書類未作成(不十分)、携行させていない。

Q 特定事業所加算の重度対応要件はどのように算定するの? 報酬算定・運営基準のQ&A

A: 本年4月の制度改正で、サービスの質の高い訪問介護事業所を積極的に評価する観点から、ヘルパーの活動環境の整備(体制要件)、人材の質の確保(人材要件)、重度者への対応(重度対応要件)などを行っている訪問介護事業所に対して特定事業所加算が創設されました。

そのうちの重度対応要件とは、算定日が属する月の前3か月間における利用者の総数のうち、要介護4または要介護5の方の占める割合が2割以上である場合をいいます。この2割以上か否かの算定方法については、重度者に対して頻回に対応している実態も踏まえるため、利用回数も勘案して計算されます。例えば、ある訪問介護事業所において、3か月間における全利用回数が100回(要支援1・2及び要介護1・2・3・5の6人の利用者)のうち要介護5の方の利用回数が25回の場合、 $25 \div 100 = 0.25$ で2割以上となり、加算の対象となります。

なお、この基準は申請に係る月の直近の3か月についてだけでなく、加算を取得している期間中は常に3か月平均で2割以上を維持していることが必要です。

詳細は東京都介護サービス情報HP > 書式ライブラリー > 新加算届(18年4月改正) > 訪問介護 特定事業所加算法令・通知

介護予防支援業務委託の経過措置延長等について お知らせ

かいてき便り26号でお知らせしました介護予防支援業務委託に係る経過措置延長等について、厚生労働省より改正省令及び通知が公布されました。主な内容は下記のとおりです。

1 既存事業者に対する経過措置期間の延長

介護予防支援業務について、「地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託できる件数の上限設定(介護支援専門員1人あたり8件)は平成18年9月30日まで適用しない。」という経過措置期間を平成19年3月31日まで、6か月間延長することとなりました。

居宅介護支援費に係る取扱件数の算定にあたって、「介護予防支援業務に係る委託を受けた場合の件数及び経過的要介護者に係る件数は平成18年9月30日まで含めない。」という経過措置期間を平成19年3月31日まで、6か月間延長することとなりました。

2 離島等のへき地に対する特例措置

介護予防支援業務について、地域包括支援センターから居宅介護支援事業所に委託できる件数の上限設定は、離島等のへき地に住所を有する利用者に係る委託については適用しないこととなりました。

居宅介護支援費に係る取扱件数の算定にあたって、離島等のへき地に住所を有する利用者に係る介護予防支援業務の委託を受けた場合は件数に含めないこととなりました。

居宅介護支援費に係る特定事業所加算にある「介護予防支援に係る業務の委託を受けていないこと」の要件は、離島等のへき地に住所を有する利用者に係る委託については対象外として取り扱うこととなりました。

事業所評価加算の届出は10月13日締切です お知らせ

平成19年度の事業所評価加算の算定評価を希望する介護予防通所介護事業所及び介護予防通所リハビリテーション事業所は東京都介護保険課介護事業者係へ届出が必要です。届出の締め切りは平成18年10月13日(金)必着となっていますので、対象事業所はお忘れなようご注意ください。なお、詳細につきましては、別途事業所あて通知いたします。

<事業所評価加算とは> 詳細は東京都介護サービス情報HP > 書式ライブラリー > 介護制度改革 INFORMATION Vol.128
選択的サービス(運動機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス)を行う介護予防通所サービス事業所において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、評価対象期間(各年1月1日から12月31日まで)の翌年度のサービス提供につき加算されます。

【問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03(5320)4274